島根県農林水産部水産課長専決漁業許可に係る制限措置等

区分			内容
小型いか釣漁業	制限措	漁業種類	小型いか釣漁業
			小型いか釣漁業(けんさきいか、やりいか)
			10トン以上30トン未満の船舶:260隻 5トン以上10トン未満の船舶:113隻
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	島根県沖合海面
	置	漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	島根県外に住所又は主たる事務所を有し、(1)又は(2)に該当する者 (1)前年度において知事の許可を受け、 この漁業を誠実に営んだ実績を有する漁業者 (2)島根県と関係道県との間で調整が図られている漁業者
	許可又は起業の認可を 申請すべき期間		(ア) 令和7年1月27日から令和7年2月28日まで (イ) 令和7年3月1日以降については、島根県と関係道県との間で 調整が図られた日から2週間程度